

旧定額法又は定額法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十六(-)

資産	種類	1					
資産	構造	2					
区分	取得年月日	3					
区分	事業の用に供した年月	4	・	・	・	・	・
耐用	耐用年数	5	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外		円
取得価額	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
取得価額	差引取得価額	9					
帳簿	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
帳簿	期末現在の積立金の額	11					
帳簿	積立金の期中取崩額	12					
帳簿	差引帳簿記載金額	13	外△		外△		外△
帳簿	損金に計上した当期償却額	14					
額合	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外
額合	計	16					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分	17					
当期分の普通償却限度額等	残存価額	18					
当期分の普通償却限度額等	差引取得価額 × 5 %	19					
当期分の普通償却限度額等	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額	20					
当期分の普通償却限度額等	旧定額法の償却率	21					
当期分の普通償却限度額等	算出償却額	22	(
当期分の普通償却限度額等	増加償却額	23					
当期分の普通償却限度額等	計	24					
当期分の普通償却限度額等	算出償却額	25					
当期分の普通償却限度額等	定額法の償却額計算の基礎となる金額	26					
当期分の普通償却限度額等	定額法の償却率	27					
当期分の普通償却限度額等	算出償却額	28	(
当期分の普通償却限度額等	増加償却額	29					
当期分の普通償却限度額等	計	30					
当期分の普通償却限度額等	当期分の普通償却限度額等	31					
当期分の普通償却限度額等	租税特別措置法適用条項	32	外				
当期分の普通償却限度額等	特別償却限度額	33					
当期分の普通償却限度額等	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	34					
当期分の普通償却限度額等	計	35					
当期償却額		36					
差引	償却不足額	37					
差引	償却超過額	38	外				
償却超過額	前期からの繰越額	39					
償却超過額	当期償却不足によるもの	40					
償却超過額	積立金取崩しによるもの	41					
特別償却不足額	差引合計翌期への繰越額	42					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	43					
特別償却不足額	((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額	44					
特別償却不足額	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	45					
特別償却不足額	差引翌期への繰越額	46					
特別償却不足額	計	47					
特別償却不足額	当期分不足額						
備考	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額						
備考	((36)-(39))と(32)のうち少ない金額						

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.87】 通算グループ内のいずれかの法人が中小企業者に該当しない場合又は通算グループ内のいずれかの法人（次の(4)以外の制度にあっては、一定の通算加入適用除外事業者を除きます。）が適用除外事業者に該当する場合、次の中小企業者等向けの特別償却を適用していませんか。
 (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却
 (2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置）
 (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却
 (4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例）
 (5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却
 (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（適用要件の緩和措置）

【No.88】 特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。
 【No.89】 特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.5】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分